

女性の起業促進事業運営業務仕様書（案）

1 委託業務名

女性の起業促進事業運営業務

2 委託期間

契約締結の日（令和6年6月を想定）から令和7年3月21日まで

3 目的

女性の起業を促進するため、起業したい女性や創業から間もない女性からの相談に対応するとともに、先輩起業家と交流できる場を創出することを目的とする。

4 事業概要

（1）「福岡県女性の起業サポートデスク（仮称）」の設置・運営

① 対象者

起業を目指す女性や創業から間もない女性

② 相談対応内容（想定）

- ・ 事業アイデアの具現化に向けた行動が起こせるよう、必要な情報や支援制度の窓口等を案内
- ・ 女性が抱えがちな出産や子育て等、ライフイベントとの両立などの相談に対する助言
- ・ 起業に対し、具体的なアクションを起こす高い意欲をお持ちの相談者に対しては、「女性起業家育成ネットワーク（仮称）」（後述）への参加を案内 など

③ 相談員

原則として女性の起業経験者や起業支援経験者（中小企業診断士等）

④ 相談受付方法

Web等による事前予約

⑤ 実施方法

オンライン会議ツール（Zoom等）による

⑥ 利用料

無料

⑦ 目標

相談対応年間50回以上（1件当たり最長60分）

⑧ 起業に役立つ情報の整理・公開

女性の起業や事業継続に役立つ、行政や支援機関等の相談窓口や起業支援施策の情報

を整理し、公開するとともに随時更新すること

⑨ その他

- ・ 相談内容及び助言等の対応について、個人情報に配慮した上で、データベース化等を行い、随時県に報告すること
- ・ 今後の事業に資するため、相談者にアンケート等を実施すること

(2)「福岡県女性起業家育成ネットワーク（仮称）」の設置・運営

① ネットワーク会員の対象者及び募集方法

ア) 女性を中心とした先輩起業家（15名程度）

- ・ 候補者を県に提案・協議の上、個別に登録を依頼
- ・ 先輩起業家の略歴等を記載した紹介記事を作成し、会員へ周知

イ) 将来的に雇用を創出する起業を目指す女性（※注1）や創業初期（※注2）の女性（30名程度）

「福岡県女性の起業サポートデスク（仮称）」の相談者を案内するほか、Web、SNS等による周知、起業セミナー等への働きかけを通じて募集

※注1 具体的なアクションを起こす高い意欲を持つ方

※注2 創業から概ね3年以内の方

② ネットワーク会員同士の交流内容

ア) 勉強会

年6回程度、それぞれテーマを定め、起業を目指す女性や創業初期の女性が先輩起業家と対話できる勉強会を実施する。

- ・ 実施回数 年6回程度（各回2時間程度）
- ・ テーマ例 成長に向けたマインドセットの獲得
実践的ノウハウ（資金調達、IT活用等）
人間関係を整えるコーチングの手法と実践
- ・ 定員 各回30名
- ・ 実施場所 福岡市内のコワーキングスペース等の民間施設（各回同じ施設）
- ・ 利用料 無料

イ) 個別マッチング

起業を目指す女性や創業初期の女性の希望に応じ、先輩起業家と個別に対話できる機会を提供する。

- ・ 実施回数 月4回程度（1件あたり最長60分）
- ・ 実施方法 受託事業者は、希望者と先輩起業家のマッチングを行い、対面又はオンラインによる対話の機会を提供する。
- ・ 利用料 無料

③ 目標

- ・ ネットワーク会員
先輩起業家 15名
起業を目指す女性や創業初期の女性 30名
- ・ 勉強会 各回30名
- ・ 個別マッチング 年40回

④ その他

- ・ 受託事業者は、会員名簿を作成し、県の求めに応じ、随時提供すること
- ・ 名簿の作成・共有に当たり、個人情報の保護を徹底すること
- ・ 今後の事業に資するため、ネットワーク会員にアンケート等を実施すること

5 企画提案内容

提案者は、以下の内容を踏まえ、「4 事業概要」を満たした企画を提案すること。

(1)「福岡県女性の起業サポートデスク（仮称）」の設置・運営

① 視点

- ・ 事業アイデアの具現化に向けた行動が起こせるよう、必要な情報や支援制度へのアクセスをサポートできること
- ・ 女性が抱えがちな出産や子育て等、ライフイベントとの両立などの相談に対し、女性の相談員が的確に対応できること

② 名称

事業目的や事業内容に即した名称を提案すること

③ 運営方法

- ・ 組織体制、相談員の配置状況、相談窓口の周知・広報、相談受付から実施までの運営方法、工夫点について提案すること
- ・ 起業に役立つ情報の整理・公開については、WebやSNS、リーフレット等、起業したい女性への幅広い情報提供方法や更新方法について提案すること

(2)「福岡県女性起業家育成ネットワーク（仮称）」の設置・運営

① 視点

起業を目指す女性や創業から間もない女性が、先輩起業家とのネットワークを構築し、お互いに「交流できる機会」、起業準備や事業の継続につながる「学びの機会」、先輩起業家に対し「相談できる機会」を創出することができる企画を提案すること

② 名称

事業目的や事業内容に即した名称を提案すること

③ 運営方法

組織体制、会員の募集方法（先輩起業家の候補、起業を目指す女性や創業初期の女性への周知・募集方法）、SNSやWebの活用などネットワークの構築方法、「勉強会」及び「個別マッチング」の運営方法、工夫点について提案すること

6 納品物

業務終了後、次の納品物を作成し、精算書を添付のうえ提出すること。

- (1) アンケート集計結果（Word 又は Excel）
- (2) 写真データ（JPEG 形式、勉強会の様子等）
- (3) 報告書（電子データも納品すること）

7 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 受託者は契約後、速やかに業務終了までの工程表を作成し、提出すること。
- (2) 企画検討、連絡調整のため、随時、県と打合せを行うこと。事業の進捗状況、計画等について、適宜、県に報告を行うこと。
- (3) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置し、事業の企画・広報・運営に関して、経済団体、市町村、NPO等と連携しながら、積極的に行うこと。
- (4) 本事業に関して作成した文書類の著作権（第三者があらかじめ著作権を保有している絵、図、写真等を除く）は、福岡県に属するものとする。
- (5) 業務終了後、業務完了報告書を作成し、精算書を添付のうえ提出すること。
- (6) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。
- (7) 国及び県が実施する調査等に協力すること。

8 その他

- (1) 当業務実施にあたって必要な費用は受託者が負担すること。
- (2) 当業務の遂行上知り得た情報を県の了解を得ずに他者へ提供してはならない。